年　　　　月　　　　日

申請者：

申請場所： 足立区 　　　　　丁目　　　番

下記の問いにお答えください。

問１　除却後の土地をどのように使いますか？

①　更地のまま　　　　　　⇒

問２ へ

②　土地を地主に返却　　　⇒

ア　除却後すぐ

イ　　　　　年　　　　月頃

ウ　未　定

③　土地を売却

④　駐車場として利用

⑤　建替え

⑥　その他（　　　　　　　　　　）

問２　問１で①または、②とご回答いただいた方にお聞きします。土地所有者の氏名、連絡先について教えてください。

①　建物所有者と同じ

②　建物所有者と異なる　（以下に記入）

土地所有者氏名：

住所：

電話番号：

【お問い合わせ先】

足立区　建築防災課　不燃化推進係

電話番号：03-3880-6269　　FAX番号：03-3880-5615

メールアドレス：kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp

住宅の敷地については、その税負担を軽減する目的から、特例措置が設けられています。

１月１日（賦課期日）時点において、土地の上に住宅が存在しない場合（更地）は、住宅の敷地と認められないため、この特例措置を受けることができなくなります。

不燃化特区内では、防災上危険な老朽住宅の除却を支援するため、老朽住宅を取壊した後の更地が、減免の要件を満たす場合には、土地にかかる固定資産税・都市計画税を最長５年度分、住宅の敷地並みの税額に軽減しています。